

太平洋セメント土佐工場発電所

3号発電設備建設計画

環境影響評価方法書についての意見の概要等の報告について

平成11年10月

太平洋セメント株式会社

環境影響評価方法書の縦覧、及び住民意見の受付が終了しましたので、その結果を報告いたします。

I. 環境影響評価方法書の縦覧状況

1. 縦覧期間：平成11年9月1日（水）から9月30日（木）
2. 縦覧場所：①太平洋セメント土佐工場業務部
②高知県文化環境部環境保全課（アセス図書縦覧コーナー）
③高知市役所環境下水道部環境対策課（アセス図書縦覧コーナー）
全3カ所

3. 縦覧に係わる周知方法

- ①高知県公報（平成11年9月1日号）への掲載
- ②高知市公報（平成11年9月1日号）への掲載
- ③高知市広報『あかるいまち』（平成11年9月号）への掲載

※掲載内容は別紙1-1～1-3参照

4. 縦覧場所における縦覧方法、意見書記載についての案内等

各縦覧場所に以下の書類を備え縦覧方法、意見書記載方法について案内した。

- ①ご案内とお願い
- ②環境影響評価法に基づく発電所の環境アセスメント制度について
- ③発電所の環境アセスメント手続き
- ④意見書記載注意事項
- ⑤意見記入用紙

※別紙2-1～2-5参照

5. 各縦覧場所における縦覧状況

①太平洋セメント土佐工場業務部	6名
②高知県文化環境部環境保全課	2名
③高知市役所環境下水道部環境対策課	2名

合計 10名

II. 住民意見の受付状況

1. 住民意見の受付期間：平成11年9月1日（水）から10月14日（木）
2. 住民意見の受付場所：太平洋セメント土佐工場業務部
3. 住民意見の受付方法：太平洋セメント土佐工場担当者への手渡し及び郵送、持参による。
4. 住民意見の受付状況：意見の受付期間において意見書は提出されなかった。

以上

①高知県公報（平成11年9月1日号）への掲載状況

平成11年9月1日（水曜日）

高 知 県 公 報

号外第36号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五条の規定による環境影響評価方法書を作成したので、同法第七条の規定により次のとおり公告するとともに、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。 平成十一年九月一日 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 1 名称 太平洋セメント株式会社 2 代表者の氏名 代表取締役社長 木村 道夫 3 主たる事務所の所在地 東京都千代田区西神田三丁目八番一号	そ の 他
二 対象事業の名称、種類及び規模 1 名称 太平洋セメント土佐工場発電所三号発電設備 2 種類 火力発電所（汽力） 3 規模 出力十六万七千キロワット（発電端） 三 対象事業が実施されるべき区域 太平洋セメント株式会社土佐工場内 高知市孕東町二十五番地 四 環境影響評価法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 高知市 五 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間 1 場所 太平洋セメント株式会社土佐工場業務部、高知県文化環境部環境保全課及び高知市役所環境下水道部環境対策課 2 期間 平成十一年九月一日から同月三十日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く） 3 時間 午前九時から午後五時まで 六 意見書の提出 この環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書を提出することができます。 七 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先 1 提出期限 平成十一年十月十四日まで 2 提出先 郵便番号七八〇一八〇二一 高知市孕東町二十五番地 太平洋セメント株式会社土佐工場業務部 問い合わせ先 太平洋セメント株式会社土佐工場業務部 電話番号〇八八八三三一二三三	

②高知市公報（平成11年9月1日号）への掲載状況

高 知 市 公 報

平成11年9月1日（第1634号）

そ の 他

公 告

環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条の規定による環境影響評価方法書を作成したので、同法第7条の規定に基づき下記のとおり公告するとともに、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

平成11年9月1日

東京都千代田区西神田三丁目8番1号

太平洋セメント株式会社

代表取締役社長 木 村 道 夫

記

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称及び代表者の氏名 太平洋セメント株式会社 代表取締役社長 木村道夫

(2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備

(2) 種類 火力発電所（汽力）

(3) 規模 167,000キロワット（発電端出力）

3 対象事業が実施されるべき区域

高知市孕東町25番地 太平洋セメント株式会社土佐工場内

4 環境影響評価法第6条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

高知市

5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

高知市孕東町25番地 太平洋セメント株式会社土佐工場業務部

高知市九ノ内一丁目2番20号 高知県文化環境部環境保全課

高知市本町五丁目1番45号 高知市環境下水道部環境対策課

(2) 期間

平成11年9月1日から平成11年9月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで

6 意見書の提出

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見書を提出することが出来ます。

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成11年10月14日

(2) 提出先

〒780-0816 高知市孕東町25番地

太平洋セメント株式会社土佐工場業務部

電話088-833-1231

③高知市広報『あかるいまち』（平成11年9月号）への掲載状況

1999年9月号

お知らせ・講座・教室

環境影響評価方法書の縦覧

●縦覧期間：9月1日（水）～30日（木）（土・日祝日を除く）9時～17時 ●場所：市役所第三庁舎2階環境対策課※他の縦覧場所（県文化環境部環境保全課、大平洋セメント土佐工場） ●対象事業：大平洋セメント土佐工場発電所 ●規模：16万7千キロワット ●事業者：大平洋セメント株式会社 ●実施区域：高知市平東町25

方法書について意見のある方は事業者あてに書面で意見書を提出することができます。 ●期限：平成11年10月14日（木） ●提出先：高知市平東町25・大平洋セメント株式会社土佐工場（☎833・1231）へ。

平成11年9月1日

ご案内とお願い

太平洋セメント株式会社土佐工場
業務部

1. 縦覧に際しまして： 縦覧されます方は「縦覧者名簿」に住所・氏名を記入願います。
2. 縦覧文書のご案内： 縦覧いただきます環境アセスメント方法書は次のとおりです。
「太平洋セメント土佐工場発電所 3号発電設備建設計画 環境影響評価方法書」
3. 縦覧時間のご案内： 縦覧いただける時間帯は次のとおりです。
午前9時～午後5時まで
4. 縦覧場所のお願い： 縦覧されます方は指定の縦覧机でご覧下さい。
※お帰りの際には担当者にご連絡下さい。
5. ご意見のご提出： 本事業に係わる環境アセスメント方法書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、以下の要領で「書面にて」お寄せ下さい。
 - (1) 方法： ①縦覧期間中…縦覧場所の担当者にお渡し下さるか、または以下の宛先にご郵送下さい。
②縦覧期間後…平成11年10月14日までに以下の宛先にご郵送下さい。
 - (2) 宛 先： 〒780-8021 高知県高知市孕東町25
「太平洋セメント株式会社土佐工場 業務部」宛
 - (3) その他： お手数ですが、ご意見書にはご住所・お名前をご記入下さい。
6. 方法書縦覧に関するお問い合わせは以下の要領でお寄せ下さい。
 - (1) 電話にて： 太平洋セメント株式会社土佐工場・業務部へお問い合わせ下さい。
TEL 088-833-1231（業務部）塚原・寺田・木伏
 - (2) 時間帯： 平日（月曜日から金曜日）午前9時から午後5時までにお願いします。

以 上

環境影響評価法に基づく 発電所の環境アセスメント制度について

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業を行う事業者が、事業の実施による環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、市民の皆様や行政機関等の意見も取り入れて、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮をしようとするものです。

発電所の環境アセスメントについては、従来は、閣議決定に基づく通産アセス、及び県要綱等に基づく自治体アセスが行われておりましたが、国において見直しが行われ、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、合わせて逐次電気事業法等関係法令が整備されて、法律による統一的な環境影響評価制度が確立されました。

環境影響評価法に基づく発電所の環境アセスメント手続きの概要は次のとおりです。

1. 環境アセスメントの要否の判定（スクリーニング）

一定規模以上の事業（第1種事業）は環境アセスメント手続きを必ず実施します。
火力発電所の場合は15万KW以上が第1種事業の対象となります。

第1種事業に準ずる規模の事業（第2種事業）については、知事意見を勘案して環境アセスメントの要否を通産省が判定します。

2. 「環境影響評価方法書」の手続き（スコーピング）

計画段階で、事業者は環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法について記載した方法書を通産省並びに県及び関係市町村に提出するとともに、公告・縦覧を行い、市民の皆様からの意見を求めます。

通産省は知事意見、市民の皆様からの意見を踏まえ、方法書を審査し、事業者に必要な事項を勧告します。

3. 「環境影響評価準備書」の手続き

事業者は、方法書に対する通産省の勧告、知事意見、市民の皆様からの意見を勘案し、事業計画、環境保全対策、環境現況、予測・評価等を記載した準備書を通産省並びに県及び関係市町村に提出するとともに、公告・縦覧、説明会を行い市民の皆様からの意見を求めます。

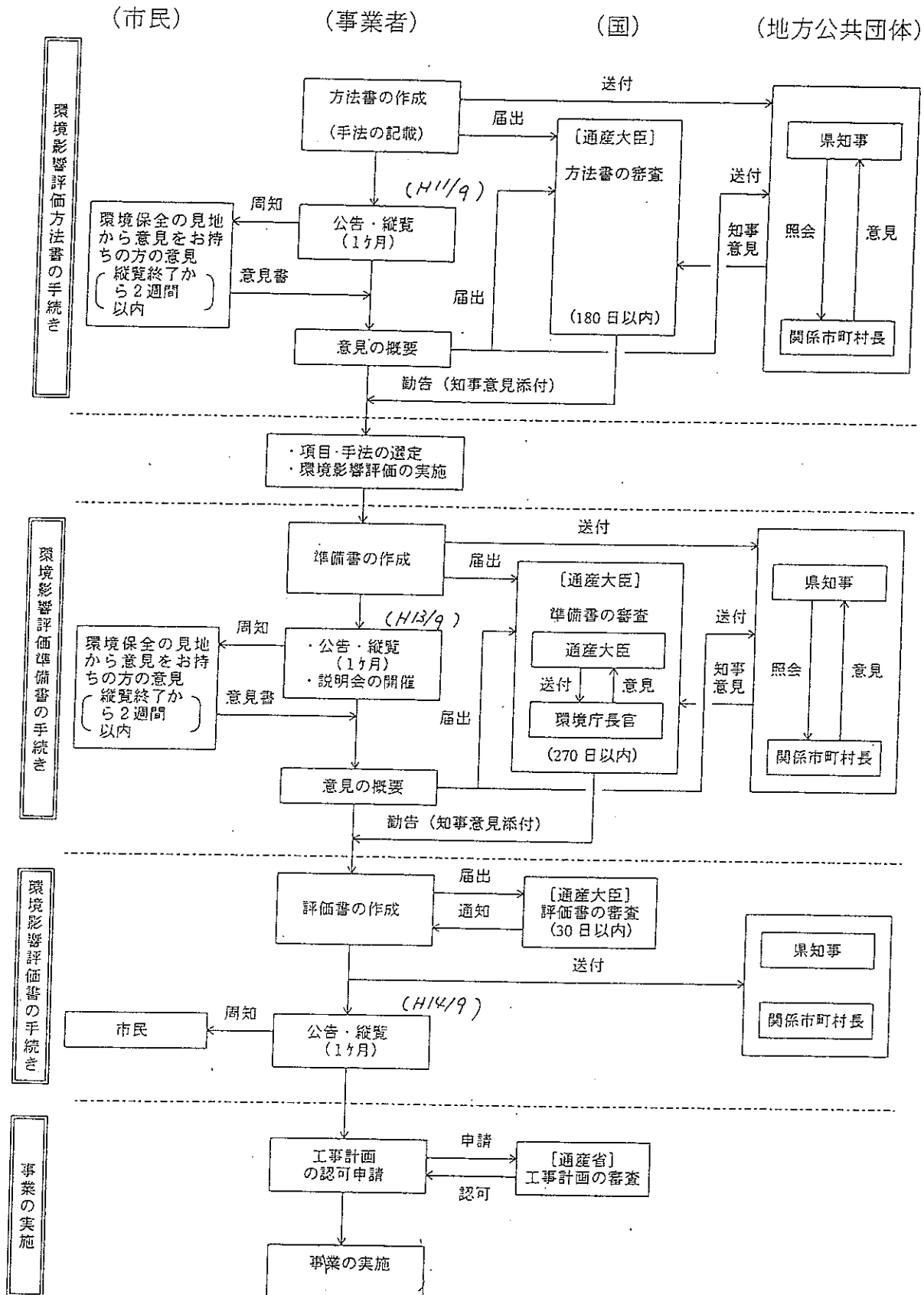
通産省は、知事意見、市民の皆様からの意見を踏まえ、かつ環境庁の意見を聴いて準備書を審査し、事業者に必要な事項を勧告します。

4. 「環境影響評価書」の手続き

事業者は準備書で頂いた勧告、意見を勘案し、さらに検討を加え評価書を作成し、通産省に提出して審査を受け必要により修正を行い、県及び関係市町村に提出するとともに公告・縦覧を行います。

5. 事業の実施

評価書が公表された後、工事計画の通産省の許認可手続きを行い、対象事業に着手しますが、評価書に従ったものであることが認可要件として規定されています。事業者は評価書を踏まえ、建設工事の実施及び維持、運用において環境保全に配慮していくこととされております。



H 1 1 . 9 . 1

意見書記載注意事項

意見書記載に当っては、環境影響評価法施行規則第 4 条に従い記載願います。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

尚 (3) の意見は、日本語により意見の理由を含めて記載願います。

提出された意見について

事業者が意見の概要及びその意見に対する事業者の見解をとりまとめ
環境影響評価法第 9 条の規定により方法書を送付した都道府県知事及び
市町村長に送付するとともに、電気事業法第 4 6 条の 8 の規定により
通商産業大臣に提出しなければならない。

以上

☆太平洋セメント土佐工場発電所建設計画に係わる環境アセスメント方法書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

【お願い】 ご意見書は以下の要領で文書にてお寄せ下さるようお願い致します。

- (1) 縦覧期間中…縦覧場所の担当者に手渡して下さるか、または以下の宛先にご郵送下さい。
(2) 縦覧期間後…平成11年10月14日までに以下の宛先にご郵送下さい。
(3) ご意見はこの用紙をお使い下さい(様式は特定しませんので他の用紙に記入して
いただいても結構です。
(4) 宛先 : 〒780-8021 高知県高知市孕東町25
「太平洋セメント株式会社土佐工場 業務部」宛

〔ご芳名〕 お手数ですが、以下にご記入をお願いします。

(ふりがな) ご芳名	ご住所	ご連絡先 差し支えなければ電話番号をご記入下さい
	〒	

〔ご意見記入欄〕 環境アセスメント方法書類に対するご意見をご記入下さい。

Blank lined paper with horizontal ruling lines.